

平成 25 年 9 月 9 日

関係者各位

独立行政法人海上災害防止センター
防災部長 萩原 貴浩

独立行政法人海上災害防止センターの新法人への移行について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、独立行政法人海上災害防止センターは、平成 25 年 10 月 1 日をもって解散し、新たに「一般財団法人海上災害防止協会¹（指定海上防災機関²）」としてスタートすることとなりましたことをご報告いたします。

1) 現在の法人名であり、平成 25 年 10 月 1 日に改めて名称を「一般財団法人海上災害防止センター」に変更される予定です。

2) 排出油等の防除措置などの海上防災業務を適切かつ確実に行うことができると認められる一般財団法人を、全国に一に限り海上保安庁長官が指定する法人をいう。（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 89 号）により制度化）

弊センターは、その保有する資産及び一切の権利義務を『一般財団法人海上災害防止協会』に承継し、業務を引き継ぐこととなりますが、現在、関係者の皆様方と弊センターの間で締結している各種契約（契約防災措置実施者との排出油等防除作業の実施に関する契約、MDSS に関する契約、特定油資機材の保管管理に関する基地契約など）につきましては、平成 25 年 10 月 1 日以降も特段の手続きは必要なく、現在の契約がそのまま『一般財団法人海上災害防止協会』に引継がれ継続・維持されることになっています³。

3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律において法定化されています。

なお、平成 25 年 10 月 1 日には、弊センターは、一般財団法人海上災害防止協会へ承継されることにより経営者（役員）は一新されますが、職員及び組織はそのまま承継されることから、一般財団法人海上災害防止協会においても現在の弊センターの体制、能力となんら変わることなく継続・維持されますので、ご安心いただけますようお願いいたします。

今後は、保有する資機材、能力等を活用して新たな業務にも取り組み、皆様の業務ニーズに応えられる組織へと変化して参りますので、今後とも、ご愛顧賜りますようお願いいたします。

甚だ略儀ながら書中をもちまして、新法人への移行のご報告とさせていただきます。

敬具